

認定研修施設・研修連携施設 新規申請要項

【申請資格】

- 指定基準1：日本産科婦人科学会の生殖補助医療実施登録施設である。
- 指定基準2：日本産科婦人科学会専攻医指導施設または日本泌尿器科学会専門医教育施設である。
- 指定基準3：ART 実施周期（採卵周期）が原則として毎年年間100周期以上である。
- 指定基準4：生殖医療専門医が1名以上常勤している。

1. 指定基準1～4をすべて満たす施設は、認定研修施設申請書新規（様式1）のみ提出してください。
2. 指定基準2のみ満たさない施設、指定基準3のみ満たさない施設、指定基準1と指定基準3のみを共に満たさない施設が、認定研修施設の申請を行う場合は、それぞれを満たす施設を研修連携施設として申請してください。この場合、認定研修施設申請書を提出する施設が研修連携施設申請書も作成の上、両申請書と一緒に提出してください。

<例1>：指定基準2のみ満たさないAクリニックは、指定基準2を満たすB総合病院を研修連携施設として認定研修施設の申請が可能。

<例2>：指定基準3のみ満たさないC大学病院は、指定基準3を満たすDクリニックを研修連携施設として認定研修施設の申請が可能。

<例3>：指定基準1と指定基準3のみを共に満たさないE大学病院は、指定基準1と指定基準3を共に満たすFクリニックを研修連携施設として認定研修施設の申請が可能。

【申請受付期間】

2019年1月4日(金)～1月31日(木) **必着**

【申請書提出先】

〒102-8481 東京都千代田区麹町5-1 弘済会館6階

一般社団法人日本生殖医学会 生殖医療従事者資格制度委員会

※ 書類提出の際は、封筒表に「新規・認定研修施設申請書在中」または「新規・認定研修施設申請書・研修連携施設申請書在中」と朱記してください。

※ 送付の際は簡易書留（送料は申請者負担）としてください。

【指定手順】

- ◆ 認定研修施設申請書（研修連携施設申請書）提出締切：2019年1月31日(木)必着
- ◆ 生殖医療従事者資格制度委員会での審査：2019年2月中旬予定
- ◆ 認定研修施設・研修連携施設決定：2019年2月下旬予定
- ◆ 日本生殖医学会HP上に認定研修施設・研修連携施設一覧表を掲載：2019年3月上旬予定
- ◆ 認定研修施設に認定証を送付：2019年4月上旬予定